

富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画(案) の概要

資料 1

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

困難女性支援法や基本方針の内容、県内女性をめぐる現状を踏まえ、すべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができ、ウェルビーイングの向上が図られるよう取組みを進めるもの

2 計画の位置づけ

困難女性支援法第8条第1項の規定に基づく県基本計画

3 計画期間

令和6年度～令和10年度までの5年間

第2章 富山県における困難女性をめぐる現状と課題

現状

(1) 県内の女性をめぐる現状

- 親や子、経済面、仕事面では半数以上が不安
- 不安について、相談したいができない（2割）
- 相談できない理由は、周囲に相談できる人がいない（6割）、相談先がわからない（5割）から
- 相談窓口（16機関）のすべてについてどんな相談を受け付けているか知らない（25%）
- 相談体制の充実・強化、居場所等を望む声が多い

(2) 県女性相談センターの状況

- 県内に1か所設置、女性相談員は4名配置
- 40歳代の相談が最も多く、30～50歳代で全体の約7割
- 主訴別では、DVが最も多い、夫等以外からの暴力も併せた暴力の相談件数（R4）は、全体の約6割
- 一時保護所（場所秘匿）は、安全面の配慮から外部からの連絡や外出に制限あり

[相談件数、一時保護件数の推移]



(3) 市町村の状況

- 婦人相談員配置
有 4市8名配置
無 6市（うち女性相談窓口有3市）
- 配置しない理由は「人材確保の難しさ」が多い

(4) 民間支援団体の状況

- 居場所の提供、就労支援、支援を要する前の予防活動など様々な支援を実施

【強み】個々の状況に応じたきめ細やかな支援
柔軟な支援、中長期的な自立支援

【課題】財政基盤の脆弱性、人的支援の不足
個人情報保護等から他機関との連携の難しさ
団体や活動の周知の仕方

【接する機会の多い女性】
複合的な課題を抱えている
他者とのコミュニケーションが難しい
支援を受けることに抵抗感がある

【支援の中で感じること】
居場所不足、多様な相談窓口の必要性
早期支援の重要性、中長期支援の必要性

課題

困難な問題を抱える女性の早期発見

- 多様な相談窓口や支援制度をわかりやすく周知することが必要
- 個々の状況に応じた相談窓口の整備が必要
- 早期に相談につながる体制づくりが必要
- 相談しやすい環境づくりが必要

女性の意思に寄り添った相談、切れ目ない支援

- 相談内容の複雑化・多様化・複合化
- 地域での生活再建や自立支援には市町村の主体的な取り組みが不可欠
- 一時保護所は、安全面への配慮から全入所者に対して、外部との連絡や外出などの制限が必要
- 個々の状況に応じた支援や中長期の支援が必要

民間団体との連携・協働

- 専門的な知見、柔軟な対応など行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行う民間団体との連携・協働が必要
- 支援団体の発掘・育成、活動継続のための支援が必要
- 行政と民間で必要な情報を共有できる体制整備が必要
- 民間団体の行う、困難な問題を抱える女性への支援についての周知協力

相談、支援体制の強化

- 相談内容の複雑化・多様化・複合化により多くの機関との調整が必要
- 居住市町村間で相談・支援体制の格差がないようにすることが必要
- 困難な問題を抱える女性の相談窓口が必要
- 相談員や相談窓口対応職員の資質向上

第3章 計画の目標等

目標(目指す方向) すべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる社会づくり

基本目標1 困難な問題を抱える女性の意思に寄り添った早期からの切れ目ない包括的な支援の提供

基本目標2 関係機関や民間団体等との連携・協働による支援体制の充実・強化

推進指標

指標	R⑤	R⑩	指標	R⑤	R⑩
県における支援調整会議の設置	—	R⑥に設置	女性相談支援員及び窓口担当者に対する資質向上研修の実施	年2回	年3回以上
女性相談支援センターがどんな相談を受け付けているか知らない割合	6割	引き下げる	協働して居場所の提供に取り組む民間団体数	14	20
相談したかったけどできなかった人の割合	2割	引き下げる			

第4章 施策の内容

基本目標

施策の方向性

推進項目

現状と課題へ の対応

- 1 早困期難かならず問題の題切れ抱き見えなるい女性包性括的意な思支援に寄りのり提案供つた**
- (1) 未然防止と早期に相談につながるための環境づくり
 - 相談窓口、支援内容の周知強化 ●SNS等を活用した多様な相談支援
 - アウトリーチ等による早期発見 ●若者をはじめ幅広い世代への意識啓発
 - (2) 行政と関わりが持つべき女性への居場所の提供
 - 民間団体と連携した気軽に立ち寄られる場、交流の場の提供
 - 支援の継続性を保つなど安心して支援を受けられる体制づくり
 - (3) 女性の意思を尊重した相談や一時保護等の支援
 - 女性の立場に寄り添い、本人の意思を尊重した支援
 - それぞれの状況に応じた一時保護委託先の確保
 - (4) 心身の回復や日常生活の回復に向けた支援
 - 医学的、心理学的な援助 ●精神面での中長期的ケア
 - 関係機関や民間団体等との連携も含めた中長期支援の体制整備
 - (5) 同伴児童への支援
 - 市町村や関係機関と連携した同伴児童への支援
 - 児童虐待防止対応コーディネーターによる関係機関との連絡調整や情報共有
 - (6) 女性の希望や意思に応じた自立支援
 - 女性の希望に沿った自立支援方針の検討、自立支援計画の策定
 - 市町村、関係機関等と連携した生活支援、就労支援など自立に向けた支援
 - (7) 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進
 - 居住市町村、関係機関、民間団体と連携した地域での生活再建
 - 希望に応じての定期的な連絡や情報提供

2 協働關係に機よるや支援間団体制體の等充と実の・連強化・

- 2 協働關係に機よるや支援間団体制體の等充と実の・連強化・**
- (1) 支援機関の機能強化
 - 県女性相談センターの機能強化、人材確保、資質向上等
 - 女性相談支援員など女性の相談支援に携わる職員の資質向上
 - (2) 支援の中核機関の連携体制強化
 - 女性相談支援員等連絡会議などを通した定期的な意見交換の実施
 - 女性総合相談窓口設置の促進
 - (3) 民間団体との連携・協働の充実
 - 民間団体と互いの活動を補完しながらの連携・協働の推進
 - 支援調整会議等を活用した情報共有体制の整備
 - (4) 関係機関の連携体制の強化
 - 支援調整会議を通じた連携体制の構築、研修等を通じた認識共有
 - 市町村の基本計画策定等にあたっての必要な情報提供や助言